

## 第44号議案

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和3年3月23日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
足立区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年足立区条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。

### （提案理由）

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。